

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画を変更した件 五〇五
- 土地改良法により換地計画を定めた件 五〇五
- 保安林の指定施業要件を変更する

### 公 告

- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 五〇六
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 五〇七
- 道路の区域を変更する件二件 五〇五
- 道路の供用を開始する件二件 五〇六

## 告 示

### 福島県告示第五百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、上太田地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年九月八日から  
同 月二十七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村計画課)

### 福島県告示第五百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、長坂地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年九月八日から  
同 月二十七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
耶麻郡猪苗代町役場

(農地管理課)

### 福島県告示第五百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市御山字信夫山一の一、二の一、二の二、五の一、六の四、九の三
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(治山対策課)

### 福島県告示第五百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十二年九月七日から二週間一般の縦覧に

供する。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡金山町大字玉梨 字綱木一一番一地先か ら 同 郡同 町大字玉梨 字綱木三五番地先まで	変更前 変更後	A 一〇・三 二五・〇 B 八・五 二五・〇	二七三・〇 二七三・〇 三〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十二年九月七日から二週間一般の縦覧に供  
する。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一二号	喜多方市熱塩加納町大 字熱塩字打越丁一〇二 〇番地先から 同 市熱塩加納町大 字熱塩字西沢山丙二二 三四番一地先まで	変更前 変更後	F 一一・五 二八九・〇 F 一一・五 一四三・〇	二、七五三・七 二、七五三・七

(道路計画課)

福島県告示第五百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若  
松建設事務所平成二十二年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四〇〇号	大沼郡金山町大字玉梨字綱木一一番一地先 から 同 郡同 町大字玉梨字綱木三五番地先ま で	平成二十二年九月 一日

(道路計画課)

福島県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方  
建設事務所平成二十二年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一一二号	喜多方市熱塩加納町大字熱塩字打越丁一〇 二〇番地先から 同 市熱塩加納町大字熱塩字西沢山丙二 一三四番一地先まで	平成二十二年九月 一日

(道路計画課)

公 告

公告第三百二十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第十七号)第三十条第七項の規定により、平成二  
十二年四月から同年六月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表  
する。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

平成22年4月分  
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	保証票の検査	
副産石灰肥料	キューピーターマコ株式会社	50副産石灰	AL	—	—

注  
1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。  
2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。  
3 主成分の略号は次のとおりである。  
AL—アルカリ分  
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N
たい肥	株式会社アグリテック	発酵鶏糞	2.4	4.4	2.9	64	539	16.4	8	25.0

平成22年5月分  
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考	
			TN	TP	TK	TCu (mg/)	TZn (mg/)	TCaO		C/N

		(%)	(%)	(%)	kg	kg	(%)	(%)	
たい肥	佐藤隆男	1.1	1.6	2.0	22	73	1.0	12	60.9
	佐藤フーラムたい肥								

平成22年6月分  
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N
たい肥	東北緑化環境保全株式会社	阿賀の実No.1	0.5	0.2	0.1	6	51	0.5	21	76.2
たい肥	東北緑化環境保全株式会社	阿賀の実No.2	0.6	0.3	0.2	8	80	1.0	21	70.2

注 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量  
(農業総合センター)

公告第三百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十二年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
田人土地改良区  
就任した清算人  
氏名 住所  
役員 油座 久 いわき市田人町旅人字道伝四八番地の1  
清算人

同 同 同 同 同 同 同

角 緑 緑 齋 齋 蛭 齋  
田 川 川 藤 藤 田 藤

利 惠 弥 哲 勇 光 秀  
夫 惠 博 博 次 二 雄

同 同 同 同 同 同 同

市 市 市 市 市 市 市  
田 田 田 田 田 田 田  
人 人 人 人 人 人 人  
町 町 町 町 町 町 町  
黒 黒 黒 黒 黒 黒 黒  
田 田 田 田 田 田 田  
字 字 字 字 字 字 字  
赤 戸 草 間 明 沢 六  
仁 草 一 六 六 六 六  
田 一 番 番 番 番 番 番  
九 番 地 地 地 地 地 地  
二 番 地 地 地 地 地 地

(農村計画課)